

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	再検討要請に対する府省庁からの回答
01502	八王子市	ヘルスケア産業特区	<p>医療機関において、患者に対する医療を提供するだけでなく、リハビリテーション、そして在宅サービス等を提供し、患者のみならず、これを支える家族及び地域住民に対してトータルライフサポートを提供する「未来型医療機関」としての事業を実施することにより、「医療」を中心として、他産業を含めた地域産業の活性化を図る、「医療のまちづくり」を推進する。</p> <p>【具体的な事業例】 前提として、医療効果の向上と密接な関わりのある事業とする。 (1)生活支援サービス(買い物代行等) 患者の疾病後の生活支援として、介護保険の日常生活総合支援事業を超えたサービス(医療の専門性を活かしたサービスや、自由度の高いサービス)を求める患者に対し、ワンストップで生活支援サービスを提供する。既存のサービス事業者との連携により、地域包括ケア体制構築につなげる。 (2)農場経営 医療法人が農場を経営することにより、脳卒中、うつ病、認知症患者等のリハビリテーション、就労・社会参加支援を可能とする。さらに、農作物の院内利用、地域住民への直売により地産地消を実現し、地域の遊休農地の有効活用につなげる。 (3)民間企業との共同研究・開発 患者及び家族の認証技術による病院内のセキュリティや徘徊患者のリスクマネジメント、医療情報の一元化、医療機関の知見をフィードバックすることによる医療機器の共同開発等、民間企業と共同でヘルスケア分野における新規システム・製品開発を行う。 (4)医療機関内施設の地域開放 医療機関が所有するアメニティ施設(リハビリ室、温浴施設等)を地域住民への健康増進事業等を通して活用することにより、地域住民の交流拠点とする。</p>	⑤欄事業例のうち(3)について、共同研究・製品開発を行うためには、診療情報等の個人情報を医療法人と民間企業や研究機関が共有する必要がある。しかし、個人情報保護法の規制によりこれが制限されている。	個人情報の保護に関する法律第23条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	医療機関と守秘義務契約締結をした民間企業や研究機関に対して一部データを共有できるものとする。	厚生労働省 経済産業省 個人情報保護委員会	<p>取得した個人データを第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。また、個人情報保護法第23条第4項第3号の規定を満たす場合において、保有する個人データを特定の者と共同利用することは可能である。</p> <p>なお、個人情報保護法第66条第1項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、同法第4章の義務規定は適用されないこととなっている。</p>	<p>回答いただいた内容は承知している。本提案は、学術研究機関に限らず、先端技術を有する民間企業等と診療情報等の個人情報を共有することにより、医療産業において新たな技術開発を実現することを目的とするものである。現状、情報を取り扱う医療機関や企業が必ずしも、法令で許されている学術研究機関等ではない場合が多く、結果として、情報の取り扱いに制限が生じているという課題があり民間企業等との共同研究を実施することが出来ないが、これを実施することで個人情報の共有および活用による共同研究・製品開発を実現することが出来る。この点を踏まえた回答をいただきたい。</p>	厚生労働省 経済産業省 個人情報保護委員会 内閣府(健康医療戦略推進事務局)	<p>一般に、学術研究機関等が個人データの提供に当たり、学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人情報保護法第27条第1項第5号)、学術研究機関等が学術研究目的において第三者に個人データを提供する場合(当該第三者と共同研究を行う場合に限り)(同法第27条第1項第6号)及び当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である第三者に学術研究目的で個人データを提供する場合(同法第27条第1項第7号)には、第三者提供における例外が適用されず、また、当該医療機関と当該民間企業との間で、共同利用に伴う個人データの提供(法第27条第5項第3号)を行う場合、当該提供に係る提供先は「第三者」には当たらず、本人の同意を得ずに当該提供を行うことができます。なお、この場合には、法第27条第5項第3号が定める一定の事項を、本人に通知し、又は本人の容易に知り得る状態に置く必要があります。また、既に特定の事業者が取得している個人データについて共同利用を行う場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要があり、かつ、当該データを取得している事業者が法第17条第1項の規定により特定した利用目的の範囲内である必要があります。</p> <p>これらに該当しない場合は、法に基づき、本人の同意を得た上で個人データの利用を行うこととなります。</p> <p>なお、法第2条第6項の「匿名加工情報」や、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報」に関する法律」第2条第3項の「匿名加工医療情報」の利用においては、必ずしも本人の同意が必要ありません。</p>
07006	公益社団法人西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	【新たな仕組みの構築】 疫学研究データの利活用促進	—	個人情報の保護に関する法律	「国民健康・栄養調査」をはじめとする疫学研究データについて、特定の個人を識別できる記述等を削除(匿名化した上で、個人単位のデータを活用できる環境の整備(全国における利用可能な疫学研究データの収集・公開を行う公的機関の設置等)を行う。	内閣官房 厚生労働省 個人情報保護委員会	<p>医療分野等の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげる「代理機関(仮称)」制度を内閣官房及び関係省庁が検討しているところであり、当該制度については、平成29年中を目途に所要の法制上の措置を講ずることとしている。</p>	<p>○代理機関(仮称)の検討内容(本格運用までの詳細スケジュール、収集するデータの種類等)はタイムリーに公表するとともに、逐次、利用者である民間企業の意見・要望を募集し、検討内容に反映していきたい。</p> <p>○特に、「国民健康・栄養調査」をはじめとする疫学研究データについては、既に国において集積・保管されていることから、先行的に特定の代理機関(仮称)にて取り扱い、匿名加工を施した上で、早期に利用者に提供していただきたい。</p>	内閣府(健康医療戦略推進事務局) 厚生労働省 個人情報保護委員会	<p>代理機関(仮称)の検討内容については、平成28年12月27日から平成29年1月26日までパブリックコメントを実施しました。いただいた意見等も踏まえて平成29年通常国会に法案を提出する予定です。なお、代理機関(仮称)が収集するデータの種類等については、代理機関(仮称)の運営方針となりますが、当該運営方針については公表させるなど透明性を確保する方向で検討中です。</p> <p>なお、国民健康・栄養調査につきましては、疫学研究データではなく統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計調査になります。調査票情報の利用に当たっては、統計法の規定が適用されます。</p>